

平成 28 年 8 月 12 日

四日市市議会

議長 川村 幸康 様

総務常任委員会

委員長 伊藤 嗣也

総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 28 年 7 月 27 日（水）～7 月 29 日（金）
2. 視察都市 平川市、盛岡市
3. 参加者 伊藤嗣也 藤田真信 笹岡秀太郎 中川雅晶
 早川新平 日置記平 平野貴之 森 智広
 (随 行) 濱瀬健介
4. 調査事項 別紙のとおり

(平川市)

1. 市勢

市政施行 平成 18 年 1 月 1 日
人 口 32,551 人
面 積 345.81 平方キロメートル

2. 財政

平成 28 年度一般会計当初予算	178 億 0000 万円
平成 28 年度特別会計当初予算	94 億 0598 万円
平成 28 年度企業会計当初予算	24 億 0638 万円
合 計	296 億 1236 万円
財政力指数	0.26

3. 議会

条例定数 20
3 常任委員会（総務企画、建設経済、教育民生）
3 特別委員会（予算、決算、議会広報）

4. 視察事項（「共通投票所」について）

①視察目的

本年 6 月 19 日に公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことにより、自治体内に居住する有権者なら誰でも投票日当日に投票ができる共通投票所を駅や商業施設などに設置できることとなった。この法改正は、投票率向上に向けた取り組みの一つとして期待されたが、総務省が事前に実施した調査の結果では、今夏の参議院議員選挙で共通投票所の設置を「準備中」または「検討中」と回答した自治体は、全国で 4 自治体にとどまり、大半の自治体がセキュリティ確保の問題や費用面から設置を見送っているという状況がみられた。

本市においても、投票率向上に向けては広報活動や大学生との連携等さまざま

まな取り組みを行っているが、国政選挙、地方選挙ともに投票率が低下傾向にあり、実効性のある対策が求められているところである。

そこで、本委員会では、今後の本市の参考とするため、今回共通投票所の設置に向けていち早く取り組みを進めた青森県平川市の視察を行った。

② 平川市の概要について

投票区	有権者数 (H28.7.10 現在)
23	27,728

国政選挙における投票率【過去6回】					
参議院	衆議院	参議院	衆議院	参議院	衆議院
19.7.29	21.8.30	22.7.11	24.12.16	25.7.21	26.12.14
52.93	70.63	52.60	55.62	45.35	43.78

投票総数に占める期日前投票率 (利用率)【過去5年】								
市議選	衆議院	参議院	市長選	衆議院	市議補	県議選	知事選	市議選
23.7.3	24.12.16	25.7.21	26.1.26	26.12.14	26.7.27	27.4.12	27.6.7	27.7.5
13.39	14.81	17.24	16.94	19.02	12.99	16.86	18.12	18.95

※期日前投票所は公共施設3か所

【期日前投票の利便性向上】

平川市では、選挙権年齢引き下げの動向も踏まえ、投票率を上げるためには期日前投票の利便性向上が必要と考え、大型商業施設に期日前投票所を増設することとした。(関連経費約2,200千円を平成28年度当初予算で措置)

③ 平川市における共通投票所設置に向けた取り組みについて

(1) 情報収集 (懸案事項等の整理)

- ・二重投票防止のためのシステム構築費が高額、国の委託費だけでは賅えない

- ・準備期間が短い
- ・光回線程度の速度が必要（山間部や離島）
- ・停電対策や通信障害及びシステム障害時等の対応
- ・情報セキュリティの確保
- ・年1回あるかどうかの選挙のために固定回線を整備するか
- ・固定回線は全投票所への引き込み工事が必要
- ・投票所が民間施設借り上げである場合、相手方の承諾が得られるか
- ・投票所は必要に応じて見直しされるもので、恒久的ではない

【検討会議】実施時期：4月19日、26日、5月9日

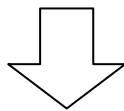
出席者：システムベンダー（選挙システム納入業者）

東日本電信電話㈱弘前営業所

㈱ドコモ CS 東北青森支店

平川市役所総務部管財課（システム担当）

選挙管理委員会事務局



- | | |
|---------------|--|
| <p>主な検討事項</p> | <p>I. 選挙人名簿対照のオンライン化⇒通信回線は有線か無線か</p> <p>II. 情報セキュリティの確保</p> <p>III. 整備費用（国の委託費で賄えるか）</p> <p>IV. 停電、システム障害時等の対策</p> |
|---------------|--|

(2) 検討事項への対策

検討事項 I

- ・本庁サーバと23指定投票所及び共通投票所との間に専用のネットワーク回線の構築が必要。有線（NTT 東日本）、無線（NTT ドコモ）とも既製品で技術的に可能である。
- ・公職選挙法等では「有線、無線」の規定がない。
- ・県選管担当者より電話連絡（28.4.28 東京都・都道府県説明会終了後）

「有線、無線に関わらずセキュリティが確保されていること、自治体セキュリティポリシーをクリアしていればOKである」とのこと。

- ・有線による構築は、24の各投票所への固定回線（光回線）の引き込み工事が必要であり、民間施設において相手方の承諾が得られるか、また、投票所は必要に応じて変更する場合もあり、恒久的な場所とはならない。工事費用が無駄になる可能性もある。引き込み工事だけで約2,800千円（5/9を国が負担）が必要となる。

⇒ 通信回線 無線によるシステム構築

検討事項Ⅱ

- ・LTE（3.9G）の特徴は電波を使った携帯電話・モバイル通信規格でありながら、非常に高速なデータ通信が可能である。（受信100Mbps以上、送信50Mbps以上）また、通信速度は、フレッツ光には帯域保証がないが、通信内容は動画や画像ではなくテキスト（数字）だけなので規格の通信速度に何ら支障はない。
- ・24（指定23+共通投票所）の投票所から同時アクセスされても、名簿対照やデータ処理に問題はない。
- ・あらかじめグループ登録（ID、パスワード、電話番号で認証）することでアクセスを制限し、特定の拠点間のみで通信する。なお、専用回線と同等のセキュリティが保たれ、通信内容は暗号化されている。
- ・インターネットを経由せず、外部から接続できない専用回線であるため、第三者によるアクセスは不可能である。

検討事項Ⅲ

- ・共通投票所設置に伴う関連経費（急を要する経費以外）を6月議会に上程した。
- ・地方選挙に使用できるものについて、国の委託費が相当分減額されるため、一部、市の持ち出しもあり得る。
- ・共通投票所関連経費の総額は約4,800千円であった。
- ・二重投票防止のためのシステム構築費用としては、約4,000千円であり、

そのうち、国の委託費による加算配分の見込み額は約 3,000 千円である。

- ・国の委託費総額（歳入見込み額）は、22,304 千円であり、また、歳出見込み額は、22,583 千円である。（差額は▲279 千円）
- ・今後の選挙において必要となる経費は約 1,500 千円と見込まれる。

検討事項Ⅳ

- ・停電対策として、通信専用パソコンは大容量バッテリーを搭載し、商用電源がない状態で約 5 時間連続稼働が可能。必要に応じて非常用電源により対応する。
- ・パソコンは予備機を含め 26 台をリースで調達した。
- ・システム障害対策として、選挙当日はシステムベンダーを待機させる。また、投票所での運用は、オンラインシステムによる名簿対照に加え、従来通り紙ベースの選挙人名簿を各投票所に備え付け、投票済印を押印させるなど、不測の事態に備える。
- ・システム障害時に投票に来た場合の運用としては、指定 23 投票所では、名簿対照を行い、投票済か否かをチェックし、投票済でない場合は、共通投票所に電話で名簿対照の確認を行う。
- ・共通投票所でも同様に自らの名簿対照を行い、当該有権者が属する投票所へ電話連絡により名簿対照の確認を行う。
- ・従来の時間別投票調べなど、従来通りの各種報告書を備え付け、記録する。
- ・投票所を閉鎖するような事案が発生した場合は、県、国との協議を経て、場合によっては防災無線を活用した一斉同報を行う。
- ・その他、臨時の固定電話設置や事務従事者職員の連絡先の事前確認を行った。
- ・セキュリティ対策として、選挙システムを一元管理している電算室への入退室は、ID、パスワードが付与された特定の職員、委託管理業者等に制限する。
- ・電算室の通信状況の確認や万が一に備え、不正アクセスの兆候をいち早く察知できるようモニター監視を行う。

(3) 設置の効果

投票率は 56.02%で、前回（平成 25 年）の参院選より 10.67%上昇した。

(4) 今後の課題

- ・今回共通投票所を設置した大型商業施設において恒常的にスペースを確保できるか。
- ・停電、断線など不測の事態に備え、緊急体制・事務処理体制を確立する。
- ・システム障害に備え、サーバのクラウド化を検討する。
- ・有線、無線の電気通信事業者に対する申し込みは、開通希望日の 1 か月前までに必要であるため、衆議院解散など急な選挙にどのように対応するか。
- ・投票区や選挙事務従事者の配置の見直し。（なお、配置人員は指定投票所 6 名、共通投票所 8 名であった）

④委員からの質問

Q.共通投票所のスペースにかかる賃借料はいくらか。

A.期日前投票にかかる賃借料に含まれており、全期間で 5,000 円である。なお、当初は無料の予定であったが、電力やトイレの使用の関係からこの金額となった。

Q.共通投票所を設置した 4 つの自治体の中で最も投票者数が多くなった要因は何か。人口 26 万人の函館市は、共通投票所を 2 か所設置しながら、共通投票所での投票者数が 1 千人にとどまっているが、この差異は何か。

A.函館市の状況はわからないが、平川市については、共通投票所設置の決定が全国 2 例目で、マスコミ等にも大きく取り上げられ、広く制度の周知が図られたことが要因の一つに考えられる。なお、家族連れや集団で投票に訪れた方も多くいた。

Q.特定の商業施設に共通投票所を設置することについて異議はなかったか。

A.特になかった。

Q.世代別の投票行動など期日前投票との属性の違いについて、分析は行っているか。

A.今後分析を行っていきたいと考えている。(結果が出たら提出する)

Q.期日前投票所および共通投票所での投票においてメリットがない有権者、例えば、自家用車を所有していないなど長距離の移動が困難な方に対する対応はどうか。

A.今回、投票管理システムが無線でつながったことから、期日前投票において、臨時の移動投票所を設けており、投票所まで概ね 2 キロ以上を要する地域(9 町会)に対し、パソコン等を移動させることで、投票の利便性を向上させた。今後、地域別の投票行動を分析する中で、投票率の低い地域に移動投票所を設置して投票を呼び掛けることも検討していきたい。

Q.既存の期日前投票においても二重投票を防止する仕組みは構築されていると考えるがどうか。

A.ネットワークについて、既存システムは庁内 LAN を用いて有線で対応していたが、今回は無線で構築した。なお、二重投票を防止するシステムは従前から期日前投票において利用している。

④ 委員会としての所感

共通投票所の設置に向けては、高度なセキュリティを担保した投票管理システムのネットワークの構築が必須である。

ネットワークの構築において、平川市では、選挙時のみの利用であることから、費用対効果も勘案し、無線による手法を選択した。また、電気通信事業者が既に市場に供給している接続環境を活用することで、セキュリティと信頼性を担保した。さらに、システム障害時の対策として、各投票所において、紙ベースの選挙人名簿を備え付け、投票済みの印を押印するという対応を行った。

結果として選挙当日は特段のトラブルもなく、投票率も大幅に向上しており、全国の自治体に先駆けて行った平川市の取り組みは大成功を収めたと言える。

市民にとっても選挙の利便性が向上し、また、費用面においても大部分が国

費により賄われ、市の持ち出しも少ないことから、当委員会としても、執行部に対し、共通投票所の設置に向けた検討を求めたい。しかし、実際の導入にあたっては十分な調査やシミュレーションを行う必要があると考える。

まず、第一に、システム障害時の対策である。信頼性のあるシステムとはいえ、選挙にはミスが許されない以上、万が一に備えなければならない。平川市では、紙ベースの選挙人名簿で投票の管理を行ったが、有権者数が10倍近い本市でその手法が可能かどうか検討の余地がある。また、本市でシステム障害が発生した場合に名簿対照を行おうとすると、共通投票所に61カ所の指定投票所から一斉に電話がかかってくることになり、連絡手段の確保も必要になる。

次に、共通投票所の設置を投票率向上につなげる取り組みが求められる。平川市と同様に今回の参議院議員選挙から共通投票所を設置した函館市においては、約23万人の有権者、2カ所の共通投票所を設置したにも関わらず、共通投票所で投票した者は、1048名にとどまっている。原因は定かではないが、やはり有権者への制度の周知は必要であるので、共通投票所設置の際には、既存のホームページや広報紙で周知を図ることはもちろん、前もって設置場所でイベントを開催するなど十分な広報を行う必要があると考える。

平川市では今回、無線によるシステムを構築したため、投票所を移動することができるようになり、投票所が集落の近くまで移動することで、交通弱者や高齢者などが投票に行きやすい環境を整えることもできた。今後、投票率を向上していくためには、期日前投票所の充実や共通投票所の設置などにより受け皿を拡大するとともに、交通弱者や高齢者など移動が困難な方に対し、投票所自らが有権者の利便性が高い場所に出向くという視点が重要になってくると考える。

本市においても、共通投票所設置の検討をはじめ、有権者の投票機会の拡大に向けた取り組みについてさまざまな角度から調査研究を行うよう強く求め、当委員会の視察報告とする。

(盛岡市)

1. 市勢

市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 294,302 人
面 積 886.47 平方キロメートル

2. 財政

平成 28 年度一般会計当初予算	1111 億 8800 万円
平成 28 年度特別会計当初予算	611 億 7161 万円
平成 28 年度企業会計当初予算	307 億 6565 万円
合 計	2031 億 2526 万円
財政力指数	0.69

3. 議会

条例定数 38
4 常任委員会（総務、教育福祉、産業環境、建設）
4 特別委員会（高齢者対策、農業振興対策、産業振興対策、
公共施設対策、予算審査）

4. 視察事項（「連携中枢都市圏構想」について）

①視察目的

本市では、平成 28 年 6 月定例会で国のモデル事業である「新たな広域連携促進事業」の調査検討費が議決され、北勢 2 市 4 町（四日市市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町）において、広域連携に向けた調査研究が進められている。

一方、盛岡市では、平成 26 年度に事業採択を受けたのち、平成 27 年 10 月に連携中枢都市宣言を行った。また、平成 28 年 1 月には盛岡市と広域各市町との間で連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結し、同年 3 月には盛岡広域圏

における連携中枢都市圏ビジョンである「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」を策定している。

連携中枢都市となるためには、中核市であることが要件であり、本市はまだその要件を満たしていないが、本市が今後中核市を目指していく中で、あわせて効果的な広域連携事業の検討を進めることができるよう、先進自治体である盛岡市の視察を行った。

②連携中枢都市圏構想について

(1) 新たな広域連携の必要性

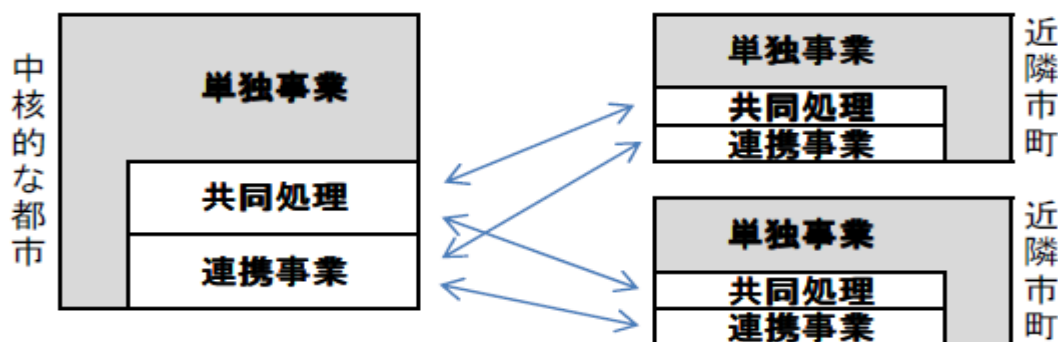
自治体を取り巻く環境の変化（少子高齢社会の進行や人口減少時代への変遷、社会移動による大都市への集中極化、安全・安心に暮らすための基盤損失、コミュニティ機能の低下）により、地域の衰退が懸念される。

⇒しかし、単独自治体では地域資源を生かした独自の取り組みにも限界がある。

【国の動向】

平成 25 年 6 月 第 30 次地方制度調査会の答申
（地域を支える拠点や、より弾力的な広域行政の制度などに言及）
平成 26 年 5 月 地方自治法の改正
（地方公共団体間で「連携協約」を締結する新たな仕組みを導入）
平成 26 年 8 月 地方中枢拠点都市構想推進要綱の制定
（地方中枢拠点都市圏の形成に向けた市町村における手続きを定めた）
平成 27 年 1 月 連携中枢都市圏構想推進要綱への改定
（他省庁所管の類似制度との統合を図った）

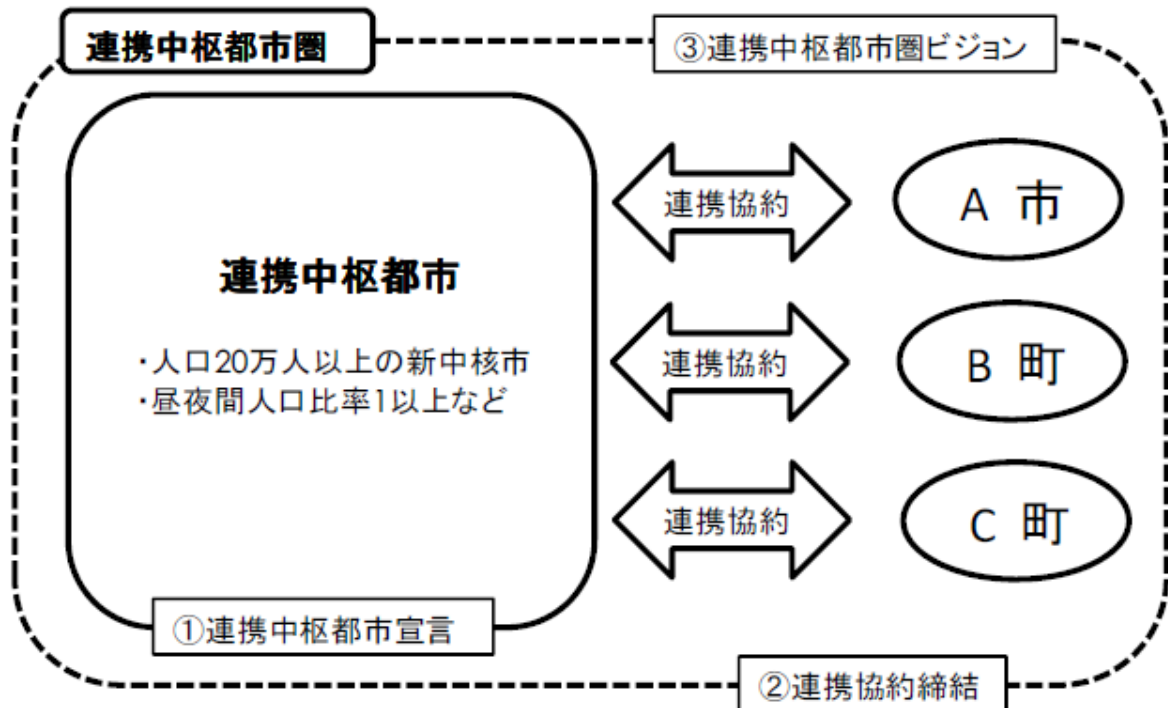
【概念図】



※各自治体独自の取り組みに合わせ、共同処理や連携事業の実施により、さらなる住民福祉の向上などを目指すべき

(2) 連携中都市圏構想の概要

連携中都市圏と生活圏を一体とする近隣市町村との新たな広域連携制度



【連携中都市圏形成の目的】

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図ることにより、将来にわたり一定の人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を構築する。

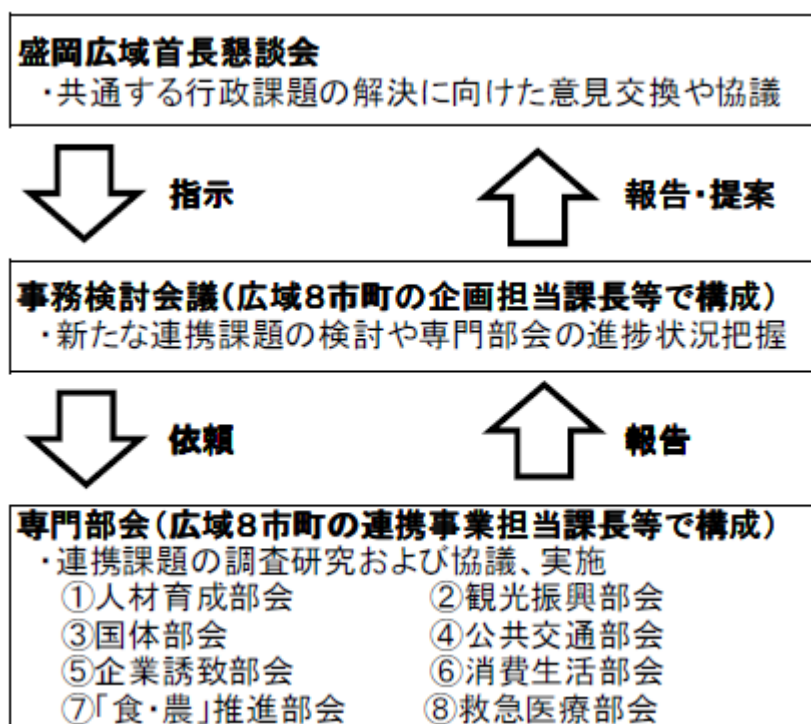
【これまでの広域連携制度との違い】

- ・別組織を設けることなく「ゆるやかな連携」が図られる
- ・紛争解決策が講じられるなど「法的安定性」を有する
- ・既存の制度と比べて国の財政措置が手厚くなった

取組分野	経済成長けん引	高次都市機能	生活関連機能サービス
連携中都市	普通交付税 (圏域人口 75 万人の場合は約 2 億円)		特別交付税 (1.2 億円程度)
連携市町村	特別交付税 (上限 1,500 万円)		

【盛岡広域8市町の従前の取り組み】

国が示した制度に先駆け、「ゆるやかな連携」を図ることにより、広域圏全体の発展と圏域住民の福祉向上を目指し、平成20年に「盛岡広域首長懇談会」（2市5町1村）を設置。



(3) 連携中枢都市圏形成への取り組み

平成26年度

国のモデル事業「新たな広域連携モデル構築事業」の採択を受け、連携中枢都市圏の形成準備に取り組んだ。

★ 「盛岡広域圏経済戦略」を策定、「盛岡広域圏社会経済動態調査」を実施

平成27年度

平成26年度に引き続き、国のモデル事業「新たな広域連携促進事業」の採択を受け、連携中枢都市圏の形成手続きを進めた。

★ 連携中枢都市宣言

平成27年10月30日、盛岡市議会定例会最終日に、市長が宣言。圏域の一体的な発展へ向け、本市が中心的な役割を担う決意を表明。

★ 都市圏ビジョン懇談会の運営

産・学・金・民・官の有識者や広域市町の推薦者、計 15 人で構成し、都市圏ビジョン策定に関し、多様な意見を聴取する懇談会を運営。

★ 国委託事業の実施

地理情報システム（GIS）を活用し、将来人口予測を踏まえた公共施設等の都市機能集積状況の分析と活用方策の検討。

圏域内の再生可能エネルギー需給現況と将来予測を基に地産地消システムのスキームを検討。

★ 連携協約の締結

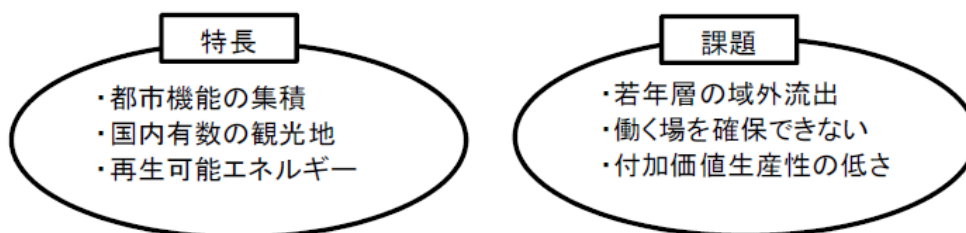
地方自治法の改正により定められた「連携協約」について、平成 28 年 1 月 15 日、盛岡市が広域 7 市町とそれぞれ締結。（都市圏形成の基本的な目的や方針および連携する分野を規定。連携協約は各市町議会で廃止や修正を議決しない限り年限の定めがなく有効。）

★ 連携中枢都市圏ビジョン（みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン）の策定

広域各市町担当部署や事務検討会議における数次の検討および都市圏ビジョン懇談会における意見聴取を踏まえ、盛岡広域首長懇談会で合意。その後、広域各市町におけるパブリックコメントを経て、平成 28 年 3 月 25 日に盛岡市長及び盛岡広域首長懇談会会長の決裁により策定。

【みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョンの概要】

盛岡広域圏の人口は、社人研の推計によると、平成 22 年の約 48 万人から平成 52 年には 38 万人に減少する。また、圏域の特長（強み）として、高いレベルで都市機能と農山村機能の両面が発揮され、両者のバランスが取れている一方、課題（弱み）としては、若年層の域外流出が深刻化することなどが挙げられる。



課題を解決するキーワードは「つなぐ」

圏域の中長期的な将来像

現在(いま)をつなぎ、次代へつなぐ
共に創り育む「希望のふるさと盛岡広域圏」

圏域が有する豊富な地域資源をつなぐことにより、新たな価値や魅力を創出し、将来にわたり選ばれる「求心力のある圏域」として発展を続けることを目指す。

戦略1：産業の営みをつなぐ（圏域全体の経済成長のけん引）

- ・ものづくりを担う人材の育成
- ・高等教育・研究機関等の集積を生かした産学官連携による新製品・新技術の開発支援
- ・6次産業化の推進や販売促進
- ・外国人観光客等の誘致プロモーション など

≪主な成果指標（現状値⇒平成32年度）≫

製造品出荷額等 約 2687 億円 ⇒ 約 2821 億円

圏域事業所従事者数 約 17 万 5 千人 ⇒ 18 万 4 千人

戦略2：人の流れをつなぐ（高次都市機能の集積・強化）

- ・高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築を目指し、路線バスの発着地点である盛岡バスセンター再整備に向けた調査などを支援

≪主な成果指標（現状値⇒平成32年度）≫

広域バス路線数 86 路線 ⇒ 86 路線（維持）

圏域内駅乗降客数 約 5 万 4 千人 ⇒ 5 万 7 千人

戦略3：暮らしの安心をつなぐ（生活関連機能サービスの向上）

- ・広域災害の発生を想定した減災・防災体制の整備
- ・消費生活相談や配偶者暴力相談の広域実施
- ・研修による市町職員の資質向上 など

≪主な成果指標（現状値⇒平成32年度）≫

圏域内就業者数 約 23 万 1 千人 ⇒ 24 万 3 千人

消費生活相談解決率 98.5% ⇒ 99%

【連携中枢都市圏ビジョンに位置付けた計画事業数】

取組分野	新規	拡充	既存	計	ほか今後検討事業
経済成長のけん引	8	3	9	20	(16)
高次都市機能の集積・強化	1	0	0	1	(1)
生活関連機能サービスの向上	7	1	18	26	(4)
計	16	4	27	47	(21)

【取り組み期間】

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、事業の実施状況および成果指標（KPI）の推移を踏まえ、毎年度事業内容の見直しを行い、取り組み内容の充実を図っていくこととする。

【推進体制】

盛岡広域首長懇談会において進行管理を行い、具体的取り組みについては、圏域内外の産学金民の参加・協力を得ながら、各市町の連携のもとに実施する。取り組みの進捗状況等については、定期的に盛岡広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会へ報告し、地域や民間の関係者、各分野の有識者等から意見、提言をいただき、取り組みに反映させることとする。

【今後の取り組み内容】

広域市町間における事業実施可否の検討、広域市町間で合意された新規・拡充事業の実施、事業効果等の検証に基づく計画事業の見直しなどを通じ、事業効果の創出・向上による成果指標の達成および平成 52 年度までに予測される人口減少数を 2 万人抑制する。

③委員からの質問

Q.広域 8 市町に加え、産学金民の多様な主体を巻き込んだ取り組みとなっているが、実施体制はどうか。

A.企画立案・運営は 8 市町が行い、産学金民はその取り組みに参加したり、意見を述べたり、支援をしてもらうこととなる。

Q.行政間で協議を進めていく上で難しい点は何か。

A.観光行政を広域化する際に宿泊施設の有無など市町村によって享受するメリットが異なるため、負担金等の調整が必要となる。

Q.連携中枢都市圏ビジョンについて、地方版の地方創生総合戦略や総合計画との関係性や整合性はどうか。

A.盛岡市では、総合戦略と連携中枢都市圏ビジョンを同時並行で策定作業を行った。総合戦略においては、各市町が取り組む事業を位置づけ、子育て支援や定住促進など人口問題に重点を置いている。一方、連携中枢都市圏ビジョンでは、広域化することでより効果が得られる事業を位置づけており、圏内の経済的な面に重点を置いている。なお、総合計画については、市の各施策を網羅しており、基本的にはこの中からピックアップして、総合戦略や連携中枢都市圏ビジョンに位置付けるという形である。

Q.成果指標のとり方はどうか。既存の指標を用いたのか。

A.広域化にかかる指標を新たに設け、盛岡市の数字を基本とし、成果指標とした。

Q.市民にとってはわかりにくい面もあるが、広く市民に周知するためにシンポジウム等を開催しているのか。

A.開催したいと考えているが、実現はしていない。

Q.本市では、今回 900 万円程度が国の委託金として予算計上されたが、今後連携中枢都市圏を形成していく中での国の予算措置はどうか。

A.交付税措置がなされる。盛岡市の場合は、普通交付税と特別交付税合わせて 1 年間で約 2.5 億円となっており、事業費の半分程度が措置されることになる。なお、半分以上が既存事業であるため、連携中枢都市圏を形成したことで、市の持ち出しが減ったことになる。

Q.どうしても盛岡市を中心とした考え方になるが、他市町の対応はどうか。

A.広域化することで大きな効果が得られるものをピックアップし、費用負担面などについて十分協議する必要がある。8市町が全てが参画しなければならないわけではないので、事業ごとに各市町が判断することができる。

Q.事務を進めていく中で最も苦労した点は何か。

A.広域8市町で同期をとりながら、都度都度で情報共有や合意形成を行う必要があったため、スケジュール管理に最も苦労した。なお、平成20年に設置した盛岡広域首長懇談会による各市町間のつながりがあったことは利点であった。

④ 委員会としての所感

盛岡市は、平成20年に設置した盛岡広域首長懇談会のメンバーである8市町で連携中枢都市圏を形成した。それぞれの自治体の人口規模は、盛岡市約30万人、滝沢市約5万人、紫波町約3万人、以下5市町は、3万人以下となっており、平成26年に国のモデル事業の採択を受け、平成27年には連携中枢都市圏宣言を行った。

それに対し、本市では、北勢5市5町で組織する「FUTURE21北勢」や本市と三重郡3町で構成する「四日市地区広域市町村圏協議会」で広域連携にかかる議論を行い、合意が得られた2市4町（四日市市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町）で事業に取り組むこととなった。今後、広域連携により圏域がより一層発展することが期待できる分野の調査研究を行うこととしている。

連携中枢都市圏形成に向けた取り組みを円滑に進めていくためには、盛岡市がそうであったように、本市においても他市町をリードしながら、それぞれの負担、利益を協議し、加えて、それぞれの自治体の既存事業との調整を図るといった大局的な視点が求められる。例えば、広域観光を進める場合、宿泊施設の有無によってそれぞれの自治体が享受できる利益が大きく異なってくるため、お互いが利益を得られるような仕組みが必要となる。

また、「官」だけでなく、「民」の力を活かすという視点も必要になってくる。盛岡市の事例のように、広域事業に対し、意見をもらったり、参画してもらうことも検討をする必要があると考える。

そして、予算審査でも委員より、今回参加を見送った市町が関心を示すような魅力ある内容を検討してほしいとの発言があったが、今回参加を見送った市町に参加したいと言ってもらえるような、客観的に見ても効果のある事業の創出を求めたい。

本市は中核市ではないため、連携中枢都市宣言は当分先になるが、人口減少時代が進み、経済規模の縮小などが予想される中、限られた資源を有効に活用するためにも、広域連携を行い、より効果のある事業に取り組むことは重要である。今後も北勢地域の活性化を目指し、本市がリーダーシップを発揮するよう強く要望し、当委員会の視察報告とする。